

平成22年12月16日

於・農林水産省 第3特別会議室

水産政策審議会 第30回企画部会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第30回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成22年12月16日(木) 午前10時30分

閉会 平成22年12月16日(木) 午前12時15分

2. 出席委員

(委員)

石井 勇人 井上 繁 大桃 美代子 長谷川 朝恵 原田 厚
宮原 邦之 山下 東子
島貫 文好 高橋 健二 八木 一弘 婁 小波

3. 水産庁側出席者

山下水産庁次長、森企画課長、武井研究指導課長、香川漁場資源課長、
山下栽培養殖課長他

4. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
2. 資料説明及び討議	
(1) 「第6次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する 基本方針」の策定について	3
(2) 平成22年度水産白書について	18
3. その他	32
4. 閉 会	33

1 開 会

○森企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより水産政策審議会第 30 回企画部会を開催させていただきたいと思いをします。

初めに委員の御出席の状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員 8 名中 7 名の方の御出席をいただいております。定足数を満たしておりますので、企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員の方々におかれましては、7 名中 4 名の御出席をいただいております。

なお、井上委員におかれましては御都合により中途退席される御予定となっております。

水産政策審議会につきましては、議事規則に基づき公開で行うことになっております。また、同議事規則に基づき、議事録を作成し、縦覧に供するものとされているところでございます。

配付資料の確認を念のためさせていただきたいと思いをします。お手元の封筒に資料を入れさせていただいております。座席表、委員の名簿、議事規則のほかに、第 30 回企画部会配付資料という 1 枚紙がついております。以下、そこに記載されております資料 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6-1、1-6-2、資料 2-1、2-2、参考資料ということでございます。資料の抜け等がございましたら事務方にお申しつけをお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして水産庁次長の山下よりごあいさつを申し上げさせていただきたいと思いをします。

○山下水産庁次長 おはようございます。水産政策審議会第 30 回企画部会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、本日御出席の委員及び特別委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また日ごろから水産政策の推進に御協力を賜っておりまして、大変ありがとうございます。この場をおかりして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、御承知のとおり我が国の水産業は、新鮮でおいしい水産物を安定的に供給することにより国民の食生活を支えるとともに、漁村地域の基幹産業としても極めて重要な役割

を果たしております。一方で、漁業就業者の高齢化や消費者の魚離れなど、水産業には多くの課題がございます。

こうした状況の中で、平成 23 年度予算概算要求におきまして、適切な水産資源の管理と漁業経営の安定を実現するための施策として「資源管理・漁業所得補償対策」を要求しております。来年度からの実施に向けて準備を行っているところでございます。

本日の企画部会でございますが、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」、いわゆる「栽培漁業基本方針」と、平成 22 年度水産白書につきまして御審議をいただくこととしております。

「栽培漁業基本方針」につきましては、沿岸漁場整備開発法に基づき、昭和 59 年 3 月から策定しているものでございまして、今回で 6 度目の策定となります。今回の見直しのポイントでございますが、親魚の資源管理を行うことにより全体の資源造成を図っていく資源造成型の栽培漁業の推進、漁獲量に有意な変化を与える規模での放流及び対象種の重点化、広域種放流に係る関係都道府県の連携・共同体制の構築の推進でございます。

また、水産白書につきましては、我が国水産業の動向や当省の施策の内容について国民の皆様理解を深めていただく上で大きな役割を果たすものであると考えているところでございます。今年の白書では、クロマグロをはじめとする水産資源の問題などがマスコミに大きく取り上げられていること等を踏まえまして、「水産資源」を特集テーマとして取り上げております。

委員の皆様方、また特別委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますがあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○森企画課長 ありがとうございます。

それでは、山下部会長に議事進行をお願い申し上げます。

○山下部会長 おはようございます。

皆様には「お久しぶりです」と申し上げた方がいいようなことで、前回、4 月 15 日に第 29 回の企画部会を開催して以来、8 ヶ月がたちます。今回は 4 回ではなく 3 回部会を開催するというので、1 回少ないようなことを聞いております。しかし、このメンバーは 2 巡目でございますので、チームワークもよく、短い時間ですけれども、実のある審議をしていけるのではないかと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

2 資料説明及び討議

(1) 「第6次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定について

○山下部会長 それでは着席して議事に入らせていただきます。

本日の議題は、諮問事項と審議事項、それぞれ1件ずつございます。諮問事項は、沿岸漁業整備開発法に基づく「第6次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定について、審議事項は、「平成22年度水産白書」についてとなっております。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第6条第6項の規定に基づき、企画部会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず諮問事項に入ります。「第6次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○山下栽培養殖課長 それでは資料1-1をごらんいただきたいと存じます。諮問文を朗読させていただきます。

22水推第892号

平成22年12月16日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する
基本方針（案）について（諮問第190号）

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項の規定に基づき、別添の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

それでは、引き続き水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について御説明させていただきます。お手元の資料1-2は基本方針の策定について簡単に整理した資料でございます。資料1-3が基本方針（案）の本体でございます。資料1-4は基本方針（案）の概要版として整理したものでございます。そして資料1-5が第5次基本方針と対照した表でございます。資料1-6-1は策定までのスケジュール、資料1-6-2は栽培漁業に関する意見交換会の委員名簿でございます。

まず、今回の基本方針策定に係るスケジュールでございますが、資料1-6-1にお示ししておりますように、昨年10月以降、有識者にお集まりいただき、栽培漁業に関する意見交換会で今回の栽培漁業の考え方について御検討いただきました。そこでの御意見をもとに基本方針の素案を準備いたしまして、関係省庁との協議を経て、11月から一般の方々に農水省のホームページを通じて意見を募集しております。その結果を受けて今回お諮りしている案を作成しております、本日の企画部会で御審議をお願いしているところでございます。

それでは、資料1-2に戻っていただきまして、栽培漁業基本方針の策定について概要を御説明させていただきます。

まず栽培漁業について簡単に御説明させていただきますと、多くの魚介類はたくさんの卵を産みますが、卵から稚魚になるまでの時期にほかの魚に食べられるなどして大部分が死んでしまいます。この時期を人の手で管理して、海で生き残っていける大きさまで飼育した稚魚を天然の水域に放し、水産資源を増やして、大きくなった魚を穫るとというのが栽培漁業でございます。稚魚を育てることが種苗生産でありまして、育てた稚魚を放流することが種苗放流ということになります。

お手元の資料の1の栽培漁業基本方針の概要としては、(1)にございますように、種苗放流などの基本的な方向性を定めます「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」、これを「栽培漁業基本方針」と呼んでおりますが、これは沿岸漁場整備開発法に基づき概ね5年を1期として農林水産大臣が水産政策審議会の意見を聴いて定めることとされております。現行の第5次基本方針は平成17年に策定されたもので、それから概ね5年を経過しておりますことから、本年中を目途に第6次基本方針を策定しようというものでございます。

基本方針の主な内容でございますが、栽培漁業に関する基本的な指針及び指標を定めま

すとともに、栽培漁業に関する技術の開発に関する事項などを定めることとされております。

また、基本方針の内容と調和するように、全国の臨海 40 都道府県は対象魚種ごとの放流の目標数量などを定めます栽培漁業基本計画を策定し、栽培漁業を推進することになります。

次に第 6 次栽培漁業基本方針のポイントですが、(1) にございますように、従来は放流種苗を成長後にすべて漁獲することを前提とする、いわば「一代回収型栽培漁業」を行ってまいりましたが、今後はそれに加えて、親魚を獲り残して、その親魚が卵を産んでいくという形で再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」を推進していこうというものでございます。これを漁獲管理及び漁場整備事業と一体的に実施するように努めるというものでございます。

また、(2) は、種苗放流に多額の費用をかけることがなかなか難しくなってきておりますことから、多種・少量・分散放流とならないよう、漁業者が放流効果を実感できるような相当の規模での集中的な放流と、対象種の重点化に努めるというものでございます。

また、(3) では、都道府県の区域を越えて回遊するマダイやヒラメなどのいわゆる広域種については、放流する者と漁獲する者が必ずしも一致しないことから、関係する都道府県間の連携とか共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じて国等も含めた推進体制づくりを図るというものでございます。

さらに(4) では、種苗生産施設の老朽化が進行しておりますことから、関係都道府県の種苗生産施設間での連携や分業などにより共同種苗生産体制の構築を推進して、低コスト化などを図るというものでございます。

次に今回の第 6 次基本方針(案)の概要について、資料 1-3 の基本方針(案)の本体の前文と、資料 1-4 の概要版を使いまして御説明させていただきます。

資料 1-3、基本方針(案)本体の 1 枚目をごらんいただきたいと思います。最初の段落では最近の情勢について述べておまして、世界的な金融危機に端を発する経済停滞、燃油等の資材価格の高騰など、水産業をめぐる厳しい状況の中で、我が国水産業の競争力が低下しており、一方で、国民の安全・安心な食の確保に対する関心が高まっていることから、国民に安全・安心な水産物を安定的に供給する役割を維持することは我が国水産業にとって一層重要になってきております。

こうした情勢の中で、栽培漁業は、種苗の生産、放流、育成管理などにより積極的に資

源を増大させるとともに、資源の増加による漁獲の増加に直接つながる手段であり、沿岸資源の回復と沿岸漁業者の経営の安定の双方に直接的に寄与することができるということで、その振興はこれまで以上に重要な政策課題となっているわけでございます。

現在、栽培漁業は、都道府県の指導のもとで漁協、漁連、漁業者などを主体として展開されており、放流した地先で漁獲される地先種、例えばウニやアワビなどがございますが、そういうものは受益者負担による栽培漁業が着実に進展しつつあるところでございます。また、我が国周辺の主要水産資源の4割が低位の状態にある中で、これまでの大量放流の結果、都道府県の区域を越えて回遊する広域種、例えばマダイやヒラメなどがございますが、そういうものは比較的良好な資源状態が確保されています。さらに、長年にわたりほとんど漁獲がなかった北海道のニシンを大量放流により復活させた事例など、漁獲抑制による資源管理手法のみでは達成できないような栽培漁業の特性を活用した成果もあらわれているところでございます。

一方では、近年、種苗生産施設の老朽化による種苗生産能力の低下が見られますとともに、都道府県の財政状況の悪化、魚価低迷による漁業者負担能力の低下などにより、種苗放流に必要な経費の確保が困難となってきているところでございます。特に、広域種においては、放流に投ぜられた額の減少に伴い、種苗放流尾数が減少してきておりまして、沿岸資源の維持及び回復に効果的に寄与する栽培漁業手法を推進するとともに、その対象種を重点化することが必要となってきているわけでございます。さらに、種苗放流の費用を負担する放流実施者と種苗放流の受益を受ける漁獲者が異なる広域種の種苗放流につきましては、種苗放流に係る費用負担を調整することがこれまで以上に重要となっているわけでございます。

また、温暖化による沿岸域の環境変化など自然環境の変化が生じておりまして、その変化に対応する栽培漁業を推進することも必要となっております。

このような状況を踏まえ、国、水産総合研究センター、都道府県、栽培漁業協会、全国的に栽培漁業を行う団体、漁業者団体、漁業者などが、適切な役割分担のもと、以下の取り組みを推進するというものでございます。

その取り組みの内容については資料1－4の概要版で御説明させていただきたいと思っております。まず第1の基本的な指針及び指標につきましては、(1)にございますように、種苗放流を、成長後にすべて漁獲することを前提とする従来の一代回収型栽培漁業に加え、親魚を獲り残して、その親魚が卵を産んでいくという形で再生産を確保する資源造成型裁

培漁業を推進していこうというものでございます。これを漁獲管理及び漁場整備事業と一体的に実施するように努めるというものでございます。

また、(2)では、地域の実情等を踏まえながら、環境・生態系との調和を図りつつ、多種・少量・分散放流とならないよう漁獲量に有意な変化を与える規模での放流及び対象種の重点化に努めるというものでございます。

(3)は、地先種については、放流効果実証事業を活用することによって適切な費用負担を検討し、継続的な実施体制の確立に努めるというものでございます。

(4)は、都道府県の区域を越えて回遊するマダイ、ヒラメなどのいわゆる広域種については、放流する者と漁獲する者が必ずしも一致しないことから、関係する都道府県間の連携・共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じて国等も含めた推進体制づくりを図るというものでございます。

(5)は、関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業などによる共同種苗生産体制の構築を推進するというものでございます。

(6)では、放流効果については、漁業者が放流の効果を実感できる漁獲量の変動を把握し放流計画に反映させるように努めるというものでございます。

(7)は生物多様性の配慮について、(8)は栽培漁業に対する国民の理解の醸成と普及について、(9)は漁獲管理、水産基盤整備等との連携の強化について、(10)は水産振興計画等との調和について記載しております。

次に、その資料の裏をごらんいただきますと第2の技術の開発に関する事項を整理しております。(1)では基礎的な技術開発の推進について、(2)では良質種苗の生産と低コスト化技術の開発の推進について、(3)では生産・放流及び育成までの一体的な技術開発の推進について、(4)では技術劣化の防止について記述しております。

(5)は放流効果の評価で、直接的な漁獲による放流魚回収率に加え、先ほど申し上げました新たなタイプの資源造成型栽培漁業の目的に沿ったものとして、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率の推定を加味するよう努めるということを記述しております。

(6)は栽培漁業技術の養殖業への展開について、(7)では遺伝子組み換え生物等の取り扱いについて記載しております。(8)では、外来生物の導入は、当面の間、行わないということを記載しております。(9)では独立行政法人水産総合研究センターの役割について記載しております。

また、第3のその他の重要事項では、(1)において関係機関が相互に緊密な連携に努

めることについて、また、(2)では、都道府県栽培漁業協会などの連携体制の強化について記載しております。

最後に、資料1-3の基本方針の本体に戻っていただきまして、その最後のページをごらんいただきますと付表がついております。これは主な栽培漁業対象魚種の漁獲動向の見通しを示したものでございます。現在の第5次基本方針では種苗放流の数量の見通しを載せておりましたが、第6次基本方針では漁獲管理と一体的に実施して資源造成を進めることから、従来の放流から一步進めて、育成の部分に重点を置いた指標として漁獲量動向の見通しを記載することとしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして審議に入ります。どなたか御意見がおありでしたらよろしく願いいたします。

宮原委員。

○宮原委員 まず資料1-3の前文、朗読していただいた部分で、最後のパラグラフに「全国的に栽培漁業を行う団体」と抽象的な表現があるのですが、「全国的に栽培漁業を行う団体」というのはどういうものをイメージされているのでしょうか。

○山下部会長 お願いします。

○山下栽培養殖課長 まさに広域種の栽培漁業の推進体制という話になるかと思いますが、関係する都道府県間の連携とか、共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じて、種苗放流に関して知識と経験を有する団体、全国的に栽培漁業を行う団体を中心に推進体制をつくる必要があると考えております。

現在、全国的に栽培漁業を行う団体としては、全国の都道府県とか漁連などを会員として設立されております「全国豊かな海づくり推進協会」という団体がありまして、種苗放流について豊富な知識と経験を持っておられますことから、全国豊かな海づくり推進協会が広域種の栽培漁業の推進体制づくりに活躍することを期待しているところでございます。

○山下部会長 宮原委員。

○宮原委員 今の課長の御説明で十分理解できるのですが、そこまでおっしゃるなら、なぜ具体名、「豊かな海づくり推進協会」という名前が書けなかったのか、疑問に思っております。豊かな海づくり推進協会は官民一体でつくった団体でございまして、私もその設

立に加わっていたわけで、海づくり協会が県域を越えた連携強化を推進する機関であるわけですので、せっかくの基本方針が動かなくなることはないように、海づくり協会の拡充強化というものが必要だと思いますので、できるなら名前を明確にしていればありがたいなと思っております。これは意見でございます。

○山下栽培養殖課長 基本的には、基本方針というのはどういう方針で進めていくか、まさに中身が重要でございますので、どういう機能を果たしていただける団体がいいのかという趣旨で書かせていただいています。国と公益法人との関係についてはいろいろな議論がございまして、個別の法人名を書くことについて、いろいろな議論が巻き起こる可能性がありますので、あえて書かなくても十分に趣旨が伝わると考えております。

また、この公益法人につきましては、今は特例民法法人という話ですが、数年以内に組織の見直しがなされるという話もございまして、そういうことも踏まえて、今回は機能を重視した形で記載させていただいているわけでございます。

○山下部会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

長谷川委員と、高橋委員からも手が挙がったので、まず長谷川委員、その後、高橋委員にお願いします。

○長谷川委員 分からないので教えていただきたいのですが、資料1-4の裏側で「良質種苗の生産と低コスト化」というお話があるのですが、基本的に放流する種苗は、「試験研究機関等は、生物多様性に十分配慮しつつ…」で、大量生産に努めるということで、試験研究機関で大量生産された種苗が使われると考えていいのか、以前、養殖のJASの話に加わったことがありまして、種苗の採取場所とか育成環境というのが話題になったのですが、自然のものを獲ってきて種苗にすることはしないのか、そのあたりを教えていただきたいと思っております。

○佐藤漁業資源情報分析官 では私から。

基本的に、新しい魚種を栽培対象種にしようとするときは、普通は天然魚を親にしますが、子供をつくる技術がなかなか難しいということで、国なりの基礎的な研究機関が取り組みます。ある程度量産ができた段階で都道府県がこれを受け持って放流効果実証事業をやる。最終的には漁業者がみずから、漁協に生けすをつくり、種苗生産や中間育成をし、最終的に事業化になるときは現場がやる。そのとき、種苗がつくっている途中で病気になったり、骨が曲がったまま放流するとか、それは量産技術上の問題ですが、そういう良くな

い種苗の放流はできるだけなくそう。

それからもう一つ多様化の問題です。もともとは天然から獲ってきた親魚ですが、特定の親からの稚魚ばかり放流するとバランスが問題となります。その辺は常に研究機関が見て多様性を維持するということで、全体的に良質な種苗生産と、生態系に与える影響を最小限のものにしていこうということでやっております。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

それでは高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 資料1-4で2点ばかり教えていただきたいのですが、まず1の(1)ですが、親魚の獲り残しということで「再生産を確保する」と記載されております。例えばマダイ、ヒラメ等の広域種の親魚はどのような形で獲り残していくのか、方法論も含めて、具体的にどうなるのか教えていただきたいということと、(4)の広域種の中で、広域種に係る適切な費用負担の調整合体制を整備するということですが、どのような形で整備されるのか、お伺いしたいと思います。

というのは、現在もヒラメ、サケ、ここはサケは関係ないでしょうけれども、調整をしながら漁船なり漁業家、漁業従事者が負担をしているということですが、その辺の整備は今後どうなるのか教えてください。

○山下部会長 お願いします。

○佐藤漁業資源情報分析官 1点目の獲り残しというものを栽培漁業でどういうふうに見るかということですが、例えば北海道のホタテとか、サケ・マスもそうですが、天然物も極一部はありますが、大部分は放流で形成されている。こういうものは、帰ってきて、仮に全部獲っても、次の世代の子供をまた放流するというので、いわゆる畑における栽培のようなイメージがある。

ところがマダイやヒラメについては、もともと自然界にある程度の資源量があって、それに対して放流を始めて、天然魚の方がボリュームとしては多いのですが、放流することで確実に資源がよくなっていく。それを、放流に伴い漁獲圧を同時に上げますと、放流した効果はその年の漁獲圧によって獲られてしまう。天然物もありますが、毎年放流を繰り返さないと資源が維持できない。そういうのが我々としては、一代回収型に近い状態になっているのではないかと考えます。

今後どうするかというと、永遠に放流するという事は財政的にもできませんので、ある程度資源を増やしたら漁獲圧力のコントロールに委ねる。つまり、放流したものが 100

とすると、100 全部を獲るのではなくて、50 残す。そうすると、天然にもともとあります 100 と合わせて 150 の資源が増えていく。うまくいけば漁獲圧力のコントロールだけで資源が維持できるようになるのではないか。そういう趣旨から、資源が悪いときは放流することで資源のレベルを上げます。上げるけれども、全部は獲らない。こういうものが獲り残しの技術、最終的には放流と漁獲管理をセットで資源の目標値に近づけていく。これが獲り残しという趣旨です。

費用分担については、自分の畑で放流して自分で獲るような地先種は比較的調整は簡単ですが、ヒラメも、マダイも、クルマエビもそうですが、稚魚が成育するところと、漁場のいいところが別にある例が多くて、どうしても放流したところからほかに行く。そうすると放流したコストを相手から回収しなければいけない。これの調整が地先種に比べて大変困難な状態にあります。調べるたびに回遊する方向が違ったり、漁獲される程度が違ったり、受益と負担の関係でいろいろな問題が出てきて、関係県で話しても非常に問題がある。そこで、広域種というものは資源というものに着目して、その魚を獲っている人がみんな集まって、放流をどうやっていくか、コストと負担を、放流の効果を得る関係県のみんなで話し合っていこう。そういうものを今度の基本方針のもとで強化していこうということでございます。

○山下部会長 宮原委員と、婁委員も手が挙がったので、続けてお願いします。

○宮原委員 今の4番目の広域種の推進体制の関連で質問させていただきます。

広域種、我々の言葉で「ひれ物」と言っているわけですが、広域種の漁業者の費用負担、私の理解では 40 %ぐらい漁業者が負担していると理解していますが、これ以上漁業者が負担するのは非常に難しい情勢である。かつて税源移譲で国の事業であったものが都道府県の事業に移転されて、現行、都道府県の財政難ということで広域種に対する種苗生産が非常に少なくなってきたのではないかと私は理解しているので、ここに書かれています「必要に応じ国等も含めた推進体制づくり」、これは必要に応じて国が積極的にという形で取り組めないのだろうか、お尋ねしたいと思います。

○山下栽培養殖課長 栽培漁業に関しましては以前から、国が基礎的な技術開発を担当させていただき、都道府県がそれを事業化するという事で役割分担をしてやってきているというのが一つございます。また、委員からの御質問にありましたように、都道府県などが行う種苗放流に対する補助事業は平成 18 年の三位一体改革のときに地方に税源移譲されているところでございます。地方分権というのは大きな流れなので、その流れを変える

ことはあり得ないだろうと考えています。

こういう経緯から、現在、栽培漁業は都道府県の指導のもとで、漁連、漁協、漁業者などを主体として展開されているところでございます。ただ、都道府県の区域を越えて移動します広域種につきまして、放流経費の負担の県間調整は非常に難しい、また、都道府県の種苗生産施設間での連携・分業などによる共同種苗生産体制の構築も、事実上かなり難しいものがございますので、そういうものを支援する趣旨で、国の方では実証的にそういうことを取り組むことを支援する補助事業を要求させていただいているところでございます。

○婁委員 2点あります。一つは今の関連の話ですが、今回の第6次計画の一つの大きなポイントは資源造成型栽培漁業の推進というところだろうと思いますが、今の御説明をお聞きして、こういう事業を推進することによって親魚を残して増殖分を増やしていくということになれば、理論的には資源が増えていくわけですね。資源が増えていくということ的前提にすると、7ページの漁獲量動向の見通しで平成26年度までの見通しでは、増えていくのはサワラとトラフグの2種だけで、あとは現状維持ですね。そうすると資源造成型とはどのように機能したかということが問題になるかと思えます。

私が思うには、実は現状維持の見通しというのも目標としては高いと思います。なぜそういうことなのかというと、御承知のように資源というのは増える局面があれば減る局面もある。特に栽培漁業というのは資源が減っていく中で非常に重要な役割を果たすと思っておりますので、減っている資源に対して増殖分を増やして維持していくという目標を立てていると思いますが、実際は栽培漁業を推進して、放流して、増殖した部分があるにもかかわらず、減少局面にある資源というのは現状維持できない場合が往々にしてあるわけです。半分以上はそういう局面にある資源ではないかと考えると、この現状維持・増大という見通しも非常に目標としては高いのかなと、個人的には思います。

問題はどこなのかというと、栽培型漁業について、評価ということ自体が、資源が増加局面あるいは横ばいの局面の中での話であって、特に減少していく局面の中で、効果評価ということが配慮されていないという点について問題があるかなと感じたというのが1点です。

2点目は外来生物の問題ですが、外来生物の導入に関してルールをつくる、規制をするということで、これは非常に大事なポイントで、ぜひルールを徹底してもらいたいと思います。ただ、外来生物の定義という問題もあるでしょうし、昨日ニュースとして大々的に

報道された、さかなクンとクニマス発見の話題、これは一種の外来生物の放流だろうと思うのですが、思わぬところで効果があったり、これが外来生物なのかという定義も含めて、しっかりしたルールみたいなものを提示した方がいいかなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

お答えがありますか。

○佐藤漁業資源情報分析官 お答えします。

第1点目の、この目標の現状維持と増大、現状維持自体も難しいことがあるのではないかと。おっしゃるとおり、いわゆる再生産成功率、自然が持っている生産能力が二、三年連続して悪い、ほとんど加入しないという事態が生じると、少々放流しても資源は確かに減ると思いますが、ここで言っている趣旨は、平均的な再生産成功率を前提とし、ある程度放流によって資源のレベルが上がっているものは現状維持としています。先生がおっしゃるような資源の減少局面に至れば、今回は資源管理と一体となるので、それに応じた対策の強化が必要となりますが、基本的流れとしては現状維持が可能と思っています。

一方増大は、今資源が低位にあるもので、かつ各県の放流に対する意欲も強いし、この魚を増やしたいという意思もあるものについては増大ということにしています。目標をこのように定めても、その時々、与えられた天然加入の結果として、現状維持の目標が達成できなかった場合でも放流により、何とか底支えして天然加入の減少分を埋めたという効果は、事後的な資源解析の効果としては言えると思います。

もう1点の外来種、おっしゃるとおり、外国から来たものだけではなくて、国内でも遺伝子形質が違うものについては移動するときには注意すべきというのがあります。水研センターが平成19年から研究していきまして、23年に一定の指針を出していただけるということで、それに基づいて対応していきたいと思っております。

○山下部会長 よろしいですか。

では宮原委員。

○宮原委員 先ほどの課長のお話で、ひれ物の話でございますが、国と都道府県が役割分担しているということで、国はこれ以上関与できないという雰囲気でお伺いしたのですが、第2の水産物の種苗の(9)独立行政法人水産総合研究センターの役割というのがございますが、水研センターは国の機関と同様だと思います。かつて栽培の技術開発を推進してきた日本栽培漁業協会というのがあったわけですが、これを水研センターは承継しているわけでございますが、この書きぶりの中では「基礎的な技術開発に取り組むとともに」、

これは重要なことで私は異存ございませんが、「広範囲な視点から栽培漁業を活用するための研究開発」、研究開発を推進するのみならず、種苗生産という役割を今まで担ってこられているわけですので、先ほどサワラの話が出ましたが、サワラの種苗生産も今やっただいただいているわけですが、こういうことについても国と同様の位置づけで水研センターがさらに拡充強化されるように方針の中で盛り込むことができないのか、お伺いしたいと思います。

○山下部会長 ではお願いします。

○武井研究指導課長 水研センターを担当しております研究指導課長でございます。水研センターの状況から御説明させていただきたいと思います。

水研センター、これまで栽培漁業の技術開発を、特に基礎的なもの、それから技術開発のために必要な種苗の生産を行ってきたところでございます。独立行政法人の場合、いわゆる事業の仕分け、あるいはいろいろな見直しが行われておりまして、水研センターにおいても、例えば事業規模や事業所数の縮減とか、業務の重点化、都道府県との役割分担を明確にというような指摘が、今年行われた行政刷新会議、あるいは総務省が設けております政策評価独立行政法人評価委員会等によって指摘されているということでございます。

ただ、そのような中でも、水研センターの業務の一つとして沿岸漁業の振興、特にその中でも今回の基本方針の中で掲げられております漁獲管理、あるいは漁場の整備と一体となった栽培漁業の推進、それを支えるための技術開発というのは非常に重要なものであると考えておりまして、水研センターの中期目標という形で5年ごとに事業の見直しを行っており、平成23年、来年度から新しい中期目標期間が開始されるということでございますので、その中でも栽培漁業の技術開発というのはきちんとやっていきたいと考えております。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

八木委員から手が挙がっていたので。その後、原田委員。

○八木特別委員 先ほどひれ物の放流の関係の話が出たわけですが、回答によりますと国が都道府県に移譲したという話がありました。ただ、今、都道府県あるいは漁業者、漁連、漁協が非常に疲弊している。特に漁業者。そういう中でひれ物の放流ということになると至難な状況である。経営が困難な状況の中であって放流ということになると、非常に厳しい状況であることから、国から特別に補助金が出せないとすれば、国の機関で放流を実施するという方法はとれないのでしょうか。

○山下部会長 お願いします。

○佐藤漁業資源情報分析官 では私から。

栽培漁業の始まりからの役割分担で、事業化は都道府県という仕切りがございます。これは非常に大きなものだと思います。さらに税源移譲をしてしまった。八木委員が言われたことはよく理解できるのですが、この二つの壁というか、従来の流れが厳然としてある。

ただ、この二つの壁の中でも、今回広域的取組を強化することによって、予算の制限の中で改善が図れます。例えば陸上の施設の合理化を図る。A県とB県、近い県で同じような魚をつくっている例があるわけです。でも1ヵ所で作った方がコストが下がり、同じ種苗を半分のコストで放流するとか、もう少しいいところで放流し生残率を上げるとかの、事業調整を行っていく。そういう、今の厳しい中ですが、とりあえずこのような展開の中で効率的な栽培漁業の推進で効果を上げて、かつコストを下げるという取り組みはとりあえずやっつけようとしております。

○山下部会長 よろしいですか。

原田委員から手が挙がってまして、次は石井委員。

○原田委員 資料1-4の第1の(5)共同種苗生産体制の構築の中で、設備が老朽化しているとか、人の高齢化とか、技術移転とか、いろいろな問題があるというお話を伺いましたが、であれば、予算も減らされている中ですから、民間に委託するというのも少し強調して政策的に盛り込まれたらいいかなと思います。

もう一つ、第2の7項で遺伝子組み換え生物などの取り扱いというところで、ここに明確に取り組みを行わないと書いているのですが、種苗放流ではないのですが、一部の水産試験場では倍体、3倍体のニジマスなどを生産して養殖業者に渡すというようなことも行われていて、遺伝子組み換え生物もしくは胚の操作をしたようなものは国民が望まないのにつくらないと理解していますが、養殖業者へ引き渡すようなことも水産試験場で行われているとすれば、同じように管理して、国民の知らないうちに倍体の魚を食べているというようなことがないようにされた方がよいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

○山下栽培養殖課長 まず民間との連携のお話でございます。栽培漁業の推進に当たっては、「関係機関が相互に緊密な連携に努める。」と記載しておりまして、それは民間業者との連携も含んだ考え方だと御理解いただければと思います。

それから、遺伝子組み換え生物の取り扱いについて、基本方針には原理原則として遺伝

子組み換え生物等の取り扱いについての記述、つまり、法律に基づいて適正に実施するということをまず書いておきまして、胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、公的な試験研究機関が水産庁長官の確認を得て行う試験的な取り組みを除いて行わないという大原則を引き続き維持したいと考えております。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

では石井委員、お願いします。

○石井委員 今回の質問とかぶるのですが、対照できるので資料1-5の11ページの方がいいのですが、遺伝子組み換え生物の扱いで、つまらない話かもしれないのですが、従前の基本方針では「放流については、」とあり、6次の方では「種苗放流については、」とありまして、「種苗」を入れることで何かメッセージ性があるのかなのかという質問です。特段意味がないのだったら、変な解釈を避けるために、入れなくてもいいのではないかという気もするのですが。

○山下部会長 いかがでしょうか。

○山下栽培養殖課長 第5次基本方針と今回の基本方針は、その部分について基本的に自身は変えていないつもりですが、実は第5次基本方針は、公表はしましたが、官報に官庁報告として載せるということはしておりませんでした。今回は官庁報告として官報に載せようということで省内の文書審査にかけまして、より分かりやすい、公文書としてふさわしい表現にするということで文章をチェックしたところ、こういう表現に落ちついたということで、趣旨としては同じでございます。

○山下部会長 よろしいですか。

それでは、島貫委員と大桃委員から手が挙がっていますので、大桃委員からお願いします。

○大桃委員 ちょっと教えていただきたいのですが、水産資源ということとは離れるのですが、消費者としては魚という状態で目にするのですが、市場に行ったときに、マダイの小さい稚魚みたいなものが山のように売られていることが朝市などでもあるのですが、本当はこういうことはしないでくださいねと、売っているのはおばさんだったので、お父さんが獲ってきたものをすぐ出しているんですよと、獲れたばかりの生きのいいものを出しているのですが、小さいものを守るという意識を高めていくような努力は水産庁では管轄外ということになるのでしょうか。

○山下栽培養殖課長 例えば種苗放流で放流した種苗を十分に成長する前にほかの魚と一

緒に混獲されてしまうと、なかなか効果が出にくいということもありますので、まさに漁獲管理、例えば、網目を少し大きくしていただくとか、漁期を制限していただくとか、さまざまな漁獲管理と一体的にやることでできるだけ水産資源を増やしていこうという方向で水産庁全体として対応させていただいているところでございます。

○大桃委員 それは朝市とかそういうところまでは手が届かない。

○山下栽培養殖課長 それでも混ざって獲れてしまう部分があるということは伺っております。獲れてしまったものは、売れるものは販売されるということだと思います。卸売市場は生産者が持ち込んだものは基本的に拒否できませんので、正当な理由がないと拒否できませんので、売れるものは売ることになるかと思えます。

○大桃委員 ありがとうございます。

○山下部会長 では島貫委員。

○島貫特別委員 私も実は平成 17 年以降、地元で資源管理型漁業推進会議の委員、あるいは栽培型漁業推進の委員を現在務めておりまして、種苗生産あるいは稚魚放流事業を現場サイドで確認しております。現場は一生懸命努力しているなということにはよく分かります。私は宮城県ですが、ヒラメ、ホシガレイ、エゾアワビ、あるいはアカガイ、クロソイ、こういうものを年度ごとに稚魚放流事業を行っておりまして、その努力は相当評価されてもいいなと思っております。

ただ、当初の理念、考え方からして、このごろ財政状況の悪化というものは非常に影響しておりまして、再度私からの意見は、先ほど来三、四人の方から何とかできないのかということに対して課長からの御返答もありましたが、資源というものは地方分権ということで、壁がある、あるいは関与できないということで片づけていいのかどうか、私は現場から見ると、もう少し国のいろいろな指導、あるいは助成があっただけではないか。どうも日本の場合、資源管理が細切れになってしまって、国の姿がまるっきり見えないところに問題があると思えますので、この辺のことを再度お願いしておきたいと思えます。以上です。

○山下栽培養殖課長 繰り返しになって申しわけないのですが、基本的には、国は基礎的な技術開発を担当し、事業の実施は県でされる。税源移譲も、地方公共団体 6 団体、地方の総意として、税源は自分たちに回してほしいという強い御要望がありまして税源移譲させていただいたものでございますので、その趣旨を踏まえて対応していただきたいというのが本当のところでございます。

国の方も財政的に非常に厳しい状況でございます。都道府県も厳しいかもしれませんが、国も非常に厳しい情勢でございますので、限られた経費をいかに効率的にやるかということで、資源造成型栽培漁業ということで、魚種を絞り込んで、今までよりももう少し大きな規模でどんと放流する、親魚を獲り残して自立的に増やしていくという形で、より効果的な栽培漁業の手法を試行していこうというのが今回の基本方針でございますので、御理解いただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、たくさんの御意見をいただきましたが、このあたりで栽培漁業基本方針の策定について審議を終了したいと思います。

御意見をいろいろいただきましたが、文言を修正するというところまでではなく、全体的な方針というところで、何とか軌道修正を将来的にお考えいただきたいというような大所高所からのお話ではなかったかと思います。その意味では、「第6次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定につきまして、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、諮問につきましては「基本方針（案）は妥当と認める」との答申をしたいと思います。事務局は手続をお願いいたします。

（２）平成22年度水産白書について

○山下部会長 それでは、ちょっと予定よりも押してしまったのですが、二つ目の議題に入りたいと思います。

次に「平成22年度水産白書」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○森企画課長 企画課長でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料2-1、資料2-2に基づいて簡潔に御説明を申し上げたいと思います。まず資料2-1が平成22年度水産白書の作成方針等についてでございます。御存じのとおり、水産白書につきましては水産基本法に基づき、毎年、国会に提出するという位置づけとなっております。例年、5月中・下旬ごろに国会提出が行われております。報告内容につきましては、これも法律に基づいて、水産の動向、それから水産の施策に関する報告

を行うことになっております。

他方、白書につきましては、1年に1回、消費者の方々、国民の皆様に対して水産業をめぐる最新の動向を伝え、水産業に対して関心を持っていただくという意味でも重要な位置づけを持っていると理解しているところでありまして、そういう意味から、これまでの白書においては、施策の動向、水産の動向をまとめた一般動向編とあわせまして、毎年度、その年に生じた水産をめぐる話題を紹介するトピックスという部分、それから特定のテーマについて分析を行います特集テーマの部分を盛り込んで提出するという形で作成しているところでございます。

本日の御審議につきましては、トピックスの部分、特集テーマの部分について御議論を賜ることができればと思っております。後ほど日程の御説明をいたしますが、水産の一般動向編、施策の部分につきましては、来年に入りましてから御審議をお願いできればと考えているところでございます。

それでは資料2-2をごらんください。まず水産白書の全体構成でございますが、今申し上げましたとおり、水産の動向編、水産施策編の2部構成になっております。水産の動向編につきましては、トピックス、特集、それから水産の動向ということでございます。

具体的に今日御議論をお願いいたしますのは、1枚おめくりいただきました2ページでございます。まずはトピックスについてということでございます。トピックスの部分につきましては、21年版の水産白書においては6点取り上げさせていただきました。未利用魚の利用が進んでいるという話。それから、ファストフードでも魚の利用が進みつつある。それから、大型クラゲの被害が大きかった。それからマグロの資源保護、国際的な議論をめぐる動き。それから、捕鯨をめぐる問題の動き。さらに技術開発の成果ということでウナギの完全養殖について御紹介させていただいたわけでございます。

今年度、始まりまして8ヵ月目でございますが、これからいろいろなことがあろうかと思いますが、水産庁の方で幾つか、トピックスとして取り上げる事項があるとすればこんなものがあるのではないかということで例示をさせていただいたものが2ページの項目でございます。

一つは、先ごろ名古屋で行われました生物多様性条約第10回締約国会議についてでございます。こちらの中では海洋保護区の数値目標等を含みます愛知ターゲットの採択とか、「里海」を紹介するサイドイベント等も開催されたということで、こういうことを紹介してはどうかということでございます。

2点目は、今年の特に夏、気象とか海洋関係の変化が漁業に影響を及ぼしたということがございました。九州の方で大規模な赤潮の被害が生じている一方、非常に高温であったこと等によるものと思われませんが、スルメイカの大漁とか、正負の影響がいろいろ生じたということがあろうかと思えます。

3点目は漁業者による情報発信の動きということで、今これが進んでいると伺っていますが、遠洋まぐろ漁業の若手経営者がまぐろについてのPRビデオをみずから作成しているという動きがあるようでございます。こういう点も御紹介してはどうかということ。

それから、技術、試験研究について新しい動き、これはまだ動いているところでありますが、動き等があれば紹介してはどうかということ。

最後は、昨年を引き続きということではありますが、国際的な動きということでまぐろ類の国際的な議論、I C C A TとかW C P F Cにおける国際的な議論を紹介する、あるいはクジラをめぐる動きとしては、今年の6月にI W Cの総会がございましたが、ここでI W Cの今後について議論が行われたものの、まとまらなかった、なお議論を継続するというような状況になっているという動きなどを紹介することも考えられるのではないかとということで、例示としてトピックスを挙げさせていただいております。

3ページ目以降が特集についてでございます。本年度、水産庁から特集テーマとして「水産資源」について取り上げてはどうかということで案をまとめさせていただいております。3ページの冒頭に書いてありますとおり、水産資源の管理につきましては、自給率の向上とか水産物の安定供給の確保という観点から、漁業者だけではなくて国民全体にとって非常に重要な課題であるということでございます。特に、先ほど紹介しました大西洋クロマグロに関するワシントン条約締約国会議等での議論が今年の前半報じられるなど、水産資源の問題に対する関心は、かつてないほど高まっているのではないかとでございます。

こうした状況を踏まえて、特集テーマとして水産資源ということについて、いま一度消費者の方々、国民の方々に、例えば水産資源の持続的利用という考え方、あるいは水産資源というのはどういう特性を持っているのか、では我が国周辺水域の水産資源はどういう状況にあって、現在どういう資源管理を行っているのかという現状、それから、水産資源の利用をめぐる新たな取り組みが出ております。どういう取り組みが行われているのかという点等の特集編で紹介した上で、水産資源を将来の世代に引き継ぐために何が必要なのかという点をまとめとして考えてみてはどうかと考えております。

以下、次のページから参考資料ということで、現在事務方で議論をしているわけですが、今のところこのような構成で、このような視点で考えてはどうかということで整理をさせていただいたものでございます。ごく簡単に御説明します。

まず第1章第1節として、「水産資源の持続的利用とは」ということで、水産資源の特性等について御紹介している部分でございます。参考資料-1の図は、日本地図の周りに魚をいろいろつけておりますが、我が国周辺には非常に豊かな漁場が形成されて、多種多様な魚の漁獲が行われているということを紹介しております。

下の方は各国の排他的経済水域面積。日本は国土が狭い中、世界に冠たる海洋大国として排他的経済水域の面積を広く有しているということでございます。

2ページをおめくりいただきますと、そうした中で、恵まれた資源を我が国の漁業者、国民は歴史的に守ってきたということを紹介しています。一番上にありますのは、青森県の浜尻屋で一四、五世紀にアワビを獲って食べていたという貝塚が発見されているということです。現在でもこの地域では貝を獲る漁業が営まれているということで、まさに資源の枯渇を防ぎながら漁業が営まれてきたという事例として紹介させていただいております。

他方、世界に目を転じますと、2ページの真ん中になりますが、世界的に人口が増える中で水産物の需要がさらに増大する可能性が出ております。中ほどの表に水産物需給の予測が載っておりますが、1999～2001年に比べ、2015年の世界総需要は、一人当たりの消費量も増えまして、大きく増える見込みとなっているということです。

他方、世界の水産資源の状況を見た場合、このグラフはFAOが世界の海を21エリアに分けて600資源について評価を行っている結果ですが、8割の資源が満限状態あるいは過剰利用・枯渇状態にあるという状況で、水産資源の持続的な利用というのが世界的な課題になっているということでございます。

3ページは水産資源の特徴でございます。言うまでもなく水産資源というのは自然の生物生産システムによって生産されているわけですが、特徴としては、下にありますとおり、漁獲や自然死亡によって減少しても、増加分だけを漁獲するというのであれば、基本的には永続的に次世代に資源をつないでいくことができるという点が鉱物資源とは違うということを紹介しております。

4ページにつきましては、他方、水産資源については、アクセスが自由に行われるということになれば先取り競争に陥りやすいという点が一つの特徴でございます。短期的な利

益が、資源がなくなっていくことの長期的な不利益につながりかねないという点も一つの特徴かと思えます。そういう中で、乱獲をどう防ぐかということが課題になります。乱獲については、先ほども御指摘がありましたが、成長する前の魚を過度に漁獲する、あるいは産卵親魚を過度に混獲することによって資源への影響が起きてしまうという特性があるということでございます。

こういう水産資源の特徴を踏まえて、5ページにありますとおり、水産資源の持続的利用のために、一般論としてさまざまなアプローチがとられております。一つ目は、一番上にあります適切な漁業管理ということです。これには、そもそもインプットコントロールということで、漁船の隻数の制限とか獲る期間の制限等の投入量規制というのがあります。二つ目にテクニカルコントロール、技術的規制ということで、先ほどもありましたが、網目の大きさを制限するというような漁獲規制等。それからアウトプットコントロールということで、産出量そのものを規制する。こういうものがコントロールの仕方として世界的にとられているということでございます。

それから、このアプローチのために重要なのは資源管理のための公正なルールをつくるということで、ルールが公正であるためには、資源に関する正確な情報とか、科学的な根拠、それに参加する人の理解・参画が必要になります。3番目にルールの遵守を担保する仕組みということで、公的な機関による取締り、それから漁業者同士の相互監視ということ、これは我が国のみならず、いろいろな国でとられているアプローチでございます。

6ページでございます。それでは我が国周辺の水産資源とその管理の状況はどうかということ。6ページにつきましては、先ほどもありました我が国周辺の漁場が非常に豊かであるということを紹介して、好漁場形成のメカニズムを紹介しておりますが、説明は省略させていただきます。

7ページが、それでは今現在の我が国周辺の水産資源はどういう状態にあるかということでございます。一番上にありますとおり、我が国の漁獲量はピーク時の約2分の1となっておりますが、この大きな原因はマイワシの資源の変動ということでございます。一番上のグラフの中の赤い線がマイワシを除いた沿岸漁業と沖合漁業の生産量で、これにつきましては経年変化を見ますとそれほど大きな変化は見られない状況にあります。

また、下にグラフがございしますが、これは水産総合研究センターで毎年資源評価を行っている結果でございます。資源評価の対象となっている全魚種、84系群につきましては、今なお4割が低位水準という状況にあります。ただ、最近5年間で見ますと低位の割合は

やや減少しているという状況が右下のグラフで見てとれるわけでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。他方、同じデータを使いまして全体の資源状態の健全度をあらわすことができないかと試みたものが8ページの上のグラフでございます。これは、それぞれの資源を高位・中位・低位に、それから増加している、横ばいである、減少していると、ポイントを付与して、それを積み上げてみたものでございます。さらに、対象魚種の漁獲量を、食料資源としての重要度の目安ということで加重して算出したスコアを提示してみたものです。

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、青いグラフが14年ごろからなだらかに横ばいなり低下するという傾きが見えるわけですが、これは何かといいますと、すべての魚種・系群が中位・横ばいであると仮定した点に比べて、現在の資源状況の点数は何点かという割合を示したものでございます。

それから、8ページの真ん中の中のは魚が十分に育ってから漁獲しているかという指標を見てみた、Y P R (Yield Per Recruit) というものでございますが、これを見ますと、赤い部分、若齢魚に対する漁獲圧が高く、十分に育つ前に獲っている資源がなお半数を占めているという状況でございます。ただ、この点につきましては、右に米印でありますように、資源の中には豆アジとかシラスというように小型魚を利用しているものもありますので、Y P Rの数値だけでよしあしの判断はできないところがありますが、全体として7ページ、8ページで申し上げているのは、資源評価、低位は減っているけれども、なお問題があるという指摘もあり得るのではないかとということでございます。

9ページにつきましては、特集の目標として一般国民の方に資源評価について知っていただくということもありますので、ここはまだ書き方が専門家的になってはいますが、例えば海の中を泳ぐ魚の資源はどうやって調べるのかとか、そういうことを分かりやすく提示するようなページをつけてはどうかということでございます。

おめくりいただきまして10ページ。この資源状況を踏まえて我が国ではどういう水産資源管理の制度が行われているかということでございます。我が国におきましては、公的な漁業制度をベースに自主的な資源管理の取り組みを推進しているということです。ここに公的な漁業制度ということで漁業権、漁業許可、下の方にT A C、表を入れております。個別の説明は省略いたしますが、魚種や漁業種類に応じて、漁業権の仕組み、許可の仕組み等の中に、先ほど申し上げたインプットコントロール、テクニカルコントロール、アウトプットコントロールというものが組み込まれているということを御説明しているもので

ございます。

それから、11 ページの上にありますのは、漁協とか、全国の漁業管理組織が自主的な資源管理を実施しているということ、これは漁業センサスの方で調査をしておりますので、その状況を紹介してはどうかということでございます。

12 ページをおめぐりいただきますと、新たな資源管理の枠組みということで、今、公的漁業制度をベースに自主的な資源管理が行われていると申し上げたわけですが、実は23年度から、公的、それから自主的な資源管理を包括して、すべての漁業を対象として計画的な資源管理を推進していこうという仕組みをスタートさせることにしております。説明は簡単にさせていただきますが、端的に言いますと、都道府県、国が資源管理の各漁業についての基本的な考え方、管理方策を示した指針を作成して、指針に従って各漁業者が資源管理計画を作成する。これを履行していただく。後に述べますが、履行していただくことが、現在予算要求をしております資源管理・漁業所得補償対策の加入要件になるということでございます。

13 ページはこれから書かなければいけないわけですが、新たな取り組みということで、水産資源の持続的利用に向けて、漁業者のみならず、生協なり、消費関係者の方が参加してくれている取り組み、あるいは「エコラベル」ということで資源管理を行って漁獲されているという証明を生産されたものに張りつけるというラベリングの仕組みがありますが、こういう取り組みの紹介、さらに海外あるいは国際機関を通じた取り組みを紹介したいということでございます。

14 ページ以降が第4節ということでまとめでございます。14 ページにありますのは、今後、水産資源の将来を考えていく上で何点か別の視点も踏まえる必要があるのではないかと。一つは環境変化への適切な対応ということで、いわゆる魚種交代、長期変動による魚種交代というものを考えていく必要がある。

14 ページの下の方は、気候変動による水温の上昇、日本の近海でも見られているわけですが、これが漁場の変化、漁業へ影響するという、これも資源を考えていく上では見落とせない要素であることを紹介してはどうか。

15 ページは、少し視点を変えまして、資源というものはそこにあるだけでは資源ではないという見方もあります。漁獲されて消費されることで初めて資源としての価値を持つ部分もあるということで、水産資源の持続的利用のためには当然過剰な漁獲圧力の回避というのが要るわけですが、他方、漁業生産力そのものを確保していくことも重要ではない

かということで、漁業の状況をあわせて紹介してはどうか。状況としては、従事者の高齢化とか、船の高齢化と申しますか、船齢が非常に長期化していることを紹介してはどうかということですか。

16 ページにつきましては、資源と漁業生産力の確保に向けて、先ほどちらっと紹介いたしました資源管理・所得補償対策の導入が 23 年度から予定されているということの紹介でございます。

また、16 ページの下にありますとおり、来年 1 月に資源管理、資源というものについて消費者・漁業者の意識調査をやってみたいと思っております、この結果についても白書で紹介できればということでございます。

最後に 17 ページでございますが、まとめの方向性として、資源の問題は国民全体にかかわる問題であるということで、それぞれの関係者がどんな取り組みができるのか、期待されるのかということ等を考察してはどうか。ここでは漁業者・漁業団体、加工・流通、消費者、行政・研究機関、それぞれどのようなことが考えられるのか整理してはどうかということで整理させていただきました。

以上、短くしようと思ったのですが、長くなってしまいました。

最後になりますが、今回の特集の骨子の参考資料、今御説明しました図表とか説明ぶりにつきましては、白書策定の検討の過程で試み的に作成しているものもあります。また、こういう見方もあるということを紹介させていただいて議論の材料としていただけたらということで載せているものもあります。その点は御理解賜ればということでございます。
○山下部会長 ありがとうございます。

これからトピックスのテーマについて御議論いただいて、それから特集編の骨子案についても続きまして御議論いただくという段取りになっております。ただ、12 時まであと 10 分ぐらいということで、ちょっと 12 時を回ってしまうのではないかと感じます。委員の皆様方、御予定もおありでしょうから、お急ぎの方は早めに、トピックスだけでなく、骨子案についても御意見をいただいて、お急ぎでない方はなるべく後の方で手を挙げていただくというようにさせていただければありがたいと存じます。

それでは、骨子案に入っても結構ですが、まずはトピックスのところでは何か御意見がございましたらお願いいたします。

宮原委員。

○宮原委員 先に送っていただいた資料の中では陸奥湾のホタテのことが出ていたのです

が、今いただいたペーパーの中では気象・海況変化の漁業への影響のところではホタテが削られたのはどういうことでしょうか。入れていただきたいと思います。

○森企画課長 この書き方につきましては、悪い影響、いい影響を一つずつ並べてみたということで、載せないということではありません。

○山下部会長 では原田委員。

○原田委員 今のところですが、「羅臼でスルメイカが大漁」とありますが、今年はイカが獲れるべきところで獲れなかったということもありイカの不漁年と認識されています。世界的にもイカは不漁なのですが、そういう意味で書かれた方が良いと思います。そして、サンマの不漁というのもありました、猛暑の影響が理由かと、そういうことも記述していただきたいと思います。

それから、トピックスとして新しい御提案ですが、最近「もうかる漁業創設支援事業」が取り組まれていて、既に 32 の案件が承認されて、大きな成果を上げていると伺っていますが、こういうことも取り上げられてはどうかと思います。ただし、マスコミで聞くところによりますと一つ暗礁に乗り上げているプロジェクトがあるようですので、どのような問題があるのか、こういうことに対して水産庁はどう取り組んで行くのかということも明確に書かれるべきと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。御意見ですので、お答えなしで次に行かせていただきます。

高橋委員。

○高橋特別委員 1点は水産資源の持続的な漁業ということで、ワシントン条約、CITESの会議のことに若干触れていますが、一つは輸入する消費国の資源に対する責任というものがどこかにあってしかるべきではないかと思います。

それから、トピックスの方で、国際的な動きということで鯨類の問題があります。今年のシーシェパードの妨害活動の中で、第2昭南丸とアディ・ギルの衝突の問題がありますので、その辺もどこかで触れていただければと思います。

それから、水産資源の持続的という観点で、第3節の持続的利用という中で鯨類の消費の問題がどこかに記載していただければありがたいなと思います。

それから、話が飛び飛びで恐縮ですが、参考資料の2ページの世界的な資源状況ということで、8割が「満限状態」。毎年のように「満限状態」という表現を使っているのですが、何に対して満限状態か、私の記憶ではFAOの持っているデータに基づいていると理

解しているのですが、その部分をコメントか何かでどこかに触れていただければ非常にありがたいと思います。以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

大桃委員。

○大桃委員 資料の5ページですが、適切な漁業管理ということでルールのこと書いているのですが、下の方で「公的機関による漁業取締」と書いてあるのですが、「公的機関」というのは何を指しているのでしょうか。教えてください。

○山下部会長 お答えしてください。

○森企画課長 国、都道府県、双方がそれぞれの管理している漁業についての取り締まりを行っております。

○大桃委員 それは海の中での管理ということですね。

○森企画課長 どちらかというとも船に対する管理です。

○大桃委員 ありがとうございます。

○香川漁場資源課長 先ほどのFAOの定義の話ですが、実は探しているのですが、FAOは公表していないという状況でございます。もちろん、管理基準みたいなものがあって、これに対して上だ、下だというのが普通の資源管理のあり方なので、そういうものは持っているはずなのですが、非常に論議を呼んでしまうこともあると思いますので、今のところ公表していないという状況ですが、さらに探して、手がかりになるようなものがあればここで御説明したいと思います。

○山下部会長 原田委員。

○原田委員 今のことで、「満限利用」というのは、私の理解では、資源の回復力を超えた漁業が行われていることが枯渇につながるということで、ちょうどバランスしているところ、すなわち資源の回復を妨げない漁獲が続けられているのが「満限」で、まだまだ資源の回復力に余裕がある漁業が行われているのが「低度」もしくは「未利用」と考えているのですが。

○香川漁場資源課長 私も個人的にはそのとおりだと思うのですが、「満限」というのは、これ以上獲るとやばいという定義だと理解しているのですが、正確なところを、FAOのデータですから、FAOから引用すべきだと思いますので、引き続き探させていただきたいと思います。

○山下部会長 宮原委員。

○宮原委員 白書はだれのものかという議論がなされてきたわけですが、私は最近、白書というのは世界に向けて発信していくべきだと思っております。そういう観点から申し上げますと、資源管理というのは日本が積極的に取り組んできたわけで、ともすれば北欧の資源管理がすぐれていて、日本はおくれているという議論がなされているので、日本はこのように資源管理に歴史的に取り組んできているということを世界にアピールしていただきたい。このようにお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

島貫委員。

○島貫特別委員 資源管理については、この白書はかなり踏み込んで、非常にいいと思いますが、魚食を考える段階では、ちょっと弱いような気がします。もう少し魚食の件についても踏み込んでいただきたいと思います。大事なのは生産と消費です。消費の方にも少し力を入れていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

婁委員。

○婁特別委員 私も、全体の感想としては資源管理に関してよく工夫された文章だと思っております。ただ、細かいところは結構いろいろありますので、そこは後で話をさせていただきますが、気になった点を少しお話しさせていただきます。順番でいきますと、参考資料の3ページの下の方ですが、最初いただいた案に比べると、若干修正がありまして、横軸が時間になりましたから、水産資源に関してはとても分かりやすくなりましたが、鉱物資源につきましては、時間と埋蔵量、そうかなという問題が出てきたりしますので、もう一工夫必要かなという気がします。個人的には、横軸の時間軸を、累積消費量みたいなものにかえれば問題はなくなるかなという感じを受けます。

それから、参考資料の5ページで、これも非常に分かりやすい図ですが、気になった点は、ここで漁業管理とか資源管理がいろいろ使われておりますので、厳密な区別ができないと思うのですが、せめて同じ表の中では統一した方がいいかなというのが一つと、真ん中の「公正なルール」というところで、「公正なルール」ということはここで終わりですが、後々のつながり、例えば10ページとの整合性ということを考えたら、資源管理のための制度とか枠組みとしておいた方が、後でそれについて説明されるわけですから、分かりやすいかなと思いました。

それから、参考資料－10のところ、今の宮原委員の意見に関連するのですが、私は、これまでの日本の水産資源管理あるいは漁業管理に関するさまざまな議論があつて、批判もあるし賛成もあるということで、なかなか議論がかみ合わないところがあつたのではと感じております。つまり、一方では沖合遠洋漁業という漁業をめぐる資源管理に関して議論しているのに対して、もう一方では沿岸漁業の資源管理に関して議論を展開したりしてきているので、議論がなかなかかみ合つてこなかったように思われます。せっかく今回こういう特集を組むので、少しはつきりと漁業種類別の管理問題を整理して、日本の漁業管理、資源管理のなかで世界で誇れるようなもの、こういう点はすばらしいところというような点は主張し、そこは問題がありという点は問題点として提示し、あるいは海外の漁業管理と比較するというような形に判りやすく提示された方がいいように思います。従つて、この部分の内容は1ページと決めず、もっと増やした方がいいように思います。

できることなら、私は個人的には、日本の資源管理の一つの到達点として、これは栽培漁業になるかもしれませんが、オホーツク沿岸で展開されるホタテガイの漁業管理が挙げられると思いますので、そういうところも事例として取り上げて紹介していただきたいと思つています。

もう1点、資料の16ページで、漁業資源管理と所得補償という政策のスキームについて非常に分かりやすく説明されていますが、しかしこのような方策は、コストを上げるか漁業者への課税を導入するか、という伝統的な資源経済学のなかで認知されてきた管理手法とは正反対の方向を示すように見られます。資源管理を前提とした所得補償という政策に反対しているわけではなくて、これはある意味では非常に大事な政策枠組みだと思うのですが、これまでの理論と相反するような命題を、この政策枠組みでは統一が図られているように見受けられますので、その論理構造についてももう少し、丁寧に説明する必要があるのではと思つています。以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、八木委員、長谷川委員。

○八木特別委員 資源の管理あるいは持続的利用、魚食普及、こういう観点で、漁民が漁民の森づくりをしている。こういう場合、よその都道府県ではどうかと思つていますが、恐らく一般の消費者等の手がつけば多く受け取るのではなかろうかということで、国民の皆さんに森づくり、海づくりを、皆さんで協力して豊かな海にしようではないかというようなアピールの仕方もあつていいのではなかろうかなという気がしております。

○山下部会長 ありがとうございます。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 非常に分かりやすい図表で、私でも理解できるところが多々あったなと思います。ありがとうございました。

意見は2点あるのですが、最初に、先ほどもお話がありました漁獲圧のことですが、私にはよく分からなくて、時々分からないなと思うのですが、例えば若齢魚の漁獲圧が高い、半数以上あると言われていて、需要があるから漁獲圧がかかるのだらうと単純に思うのですが、そうでもない気がしていて、そのことの説明がどこかにあった方がいいかなと思います。それが1点です。

もう1点は、先ほど島貫委員がおっしゃいましたように、政策の話をする消費者からとても遠いわけです。消費者がどうするのかという話は最後の方でスキームとして一定出ているのですが、もう少し何らかの表現があってもいいのではないかと考えていて、実はツイッターで、省内のある方が最近T P Pのことを非常に分かりやすく書いてくださっていて、「おおっ」と思っていたのですが、それは「スーパーで考えるT P P」というので連続でつぶやいてくださっていたわけです。

例えば、和牛は店側としては常時置いておきたい商品だと思うが、輸入牛肉の価格が相対的に下がれば和牛全体の価格も下方修正されるだろう。乳用種は置き場なくなるかもしれない。300円を超す豪州産も200円台になれば国産豚肉より安くなるので、そちらとも競合する可能性がある。「ああ、そうなんだ。T P Pをやるとこういうことが起こるんだ」と具体的に分かるわけです。そういう例示がここでも1例、2例あったら分かりやすいかなと思いました。

○山下部会長 石井委員、お願いします。

○石井委員 参考資料の16ページの所得補償対策のことで、意見というより要望でございます。

政務三役が今日は御不在なので、ここで申し上げてもむなしなのですが、次回開催までの要望ということで申し上げますと、「補償」というのは大変誤解を招きやすい言葉で、所得を約束してくれる、漢字が違うのですが、ギャランティーする制度だと勘違いされる方もいらっしゃるし、失ったものを補って償う制度だ、文字どおり解釈すればそういうことなのですが、文字どおり解釈される方もいらっしゃる。失ったものが何かというところも解釈が問われていて、例えば価格が下落することで失ったものを生産者に補償する制度

だと理解されている方もいらっしゃるし、多面的機能、市場では評価されない、販売価格に転嫁できない部分を補う制度なのだと理解されている方もいらっしゃる。

今やっっているモデル事業では、少なくとも政務三役は多面的機能の補償なのだ、市場で評価されない多面的機能の部分を補っている制度なのだと説明されているので、だから関税を下げてもいいという理屈にはならないのですよと政務三役の方は説明されているのですが、漁業所得補償対策についても、一体何を補償するのか、この説明だけではよく分からない。この説明だけだと、さっき婁さんがおっしゃったように、資源管理と収入安定対策を統合した制度としか理解できないので、何を補償するのか。多面的機能の話をここに入れていかないと、多分、今の政務三役の説明とは整合性がとれなくなるので、そのあたりを一工夫していただきたい。これは要望でございます。

○山下部会長 ありがとうございます

宮原委員。

○宮原委員 先ほど八木委員がおっしゃった漁民の森づくりと関連して、我々、豊かな海づくり大会というのを 30 回にわたってやってきております。これは白書で取り上げたことがあったかどうか、記憶にないのですが、このことも触れていただきたい。お願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは原田委員。

○原田委員 ちょっとややもやしています、「持続的な漁業」という書き方になっていますが、私たちは持続可能な漁業、サステナブルという言葉翻訳して使っています、大きく影響はしないのかなと思いますが、こだわるとそういうことでもあります。

それから、参考資料－1 に日本の E E Z の広さが書かれていて、知識として非常に重要なのですが、だからどうなのかというところがもう一つ欲しくて、例えば、私もこのデータを使うのですが、人に説明するときに、この横に水揚げ量とその順位を並べると、それらしい資料になると思います。例えば日本は 2007 年に第 5 位であったとか、これにより E E Z の広さの重要性が明確になると思います。

それから、参考資料の 14 ページにサンマの資源が、2095 年というのは本当ですか。水産総合研究センターが非常に広域な調査をされていて、その結果、今年の資源予想も明確に出ましたし、ぜひサンマの広域の資源調査は継続していくということを書かれたらありがたいなと思います。

それから、アンケートに取り組まれるということで、非常にいいアイデアであると期待

しております。急いで始めないといけないと思いますが、どういうことをアンケートに盛り込むかというところは、もう一步踏み込んで、実際にやられる前に御相談いただけたらと思います。以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

時間が押しているので、今手の挙げた宮原委員と大桃委員で終わりにさせていただきます。

○宮原委員 ありがとうございます。

17 ページの将来像ですが、ここで見ると漁業者・漁業団体の責任が極めて大きい。漁業者・漁業団体が全部しょっていきみたいな形になっておりますので、全体で支えているのだという雰囲気につくり上げていただきたい。

○山下部会長 ありがとうございます。

大桃委員、お願いします。

○大桃委員 これは意見ですが、先ほども「豊かな森づくり」というお話がありましたが、来年は「国際森林年」ということで森が注目されると思いますので、海の資源、ミネラルなどは森から、山から行くということも含めて、COP 10 の話題のときのように、国際年と絡めた形で全体的にまとめられるとよろしいのではないかな、項目が一つ入るといいなと思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

時間が予定を少し過ぎてしまいましたので、本件の審議を終了させていただきたいと思えます。細かいことでいい足りないという方がおられるのではないかと思います。それは事務局の方に、メールでも、もう少し細かいこと、気づかれたことをぜひお出しいただきたいと思えます。

いつまでに出せばいいですか。年内ですか、1月ですか。

○森企画課長 できれば年内に。

○山下部会長 事務局では、意見等を踏まえて白書の作成作業を進めてください。

3 その他

○山下部会長 それでは、事務局から連絡がありましたらお願いします。

○森企画課長 本日は御審議ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏ま

えて作成の作業を進めさせていただきたいと思います。

次回以降の日程、後日調整させていただきたいと存じますが、今のところ来年2月の下旬ごろに白書の動向編、骨子編、一次案等について御審議をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会